

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四十二条中「第二百四十三条の二の八第一項」を「第二百四十三条の二の九第一項」に改める。

第二百四十三条第一項中「第二百四十三条の二の八第一項各号」を「第二百四十三条の二の九第一項各号」に改める。

附 則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。